

令和5年度法務省委託「Myじんけん宣言」及び「Myじんけん宣言 性的マイノリティ編」の周知及び広報に関する留意事項

1 SNS広告

(1) 次の広報媒体による動画広告とする。

ア X (旧Twitter)

イ Instagram

(2) 「Myじんけん宣言」及び「Myじんけん宣言 性的マイノリティ編」の動画再生数はそれぞれ以下の回数以上を満たすものとする。

ア X (旧Twitter) 計82,000回以上の視聴完了

イ Instagram 計30,000回以上の視聴完了

※ 掲出においては当センターと協議のうえ、効果的・効率的な配信運用に努めること。

2 広報時期

広報時期は以下を想定

人権週間：令和5年12月4日（月）～10日（日）

3 映像

ア 「Myじんけん宣言」

当センターから提供する15秒の動画1本を使用すること。

イ 「Myじんけん宣言 性的マイノリティ編」

15秒の動画1本を新規に作成すること。

(参考) 「Myじんけん宣言」投稿募集中！（15秒）

ver. 企業動画タイプA <https://youtu.be/PB8vWwsu2wE>

ver. 企業動画タイプB <https://youtu.be/FgoQyINgu6M>

ver. 企業動画タイプC https://youtu.be/_qhWSFYXoTQ